

持続化給付金

に関するお知らせ

【令和2年5月22日現在】

持続化給付金とは？

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、

事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

法人は**200万円**まで、個人事業者は**100万円**まで

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限です。

■ 給付額の計算方法

前年の総売上（事業収入） - （前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）

※計算の対象とする月は、2020年1月～12月のうち任意のひと月を、事業者にて選択。

給付対象

◆ 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者

◆ 2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者

◆ 資本金10億円以上の大企業等を除く、**農林水産業、食品関連事業を含め、業種横断的に個人事業者や法人**を広く対象とします。

また、**農事組合法人、協同組合**など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認ください。



「持続化給付金」
を装った詐欺に
ご注意ください

申請情報・書類

1. 個人の場合

氏名、住所、生年月日、電話番号等の基本情報に加え、次の書類が必要です。

- ① 2019年分の**確定申告書第一表**の控え（収受日付印が押してあるもの） [\(P 5\)](#)
- ② 青色申告者で月別売上（収入）金額の比較で要件を判断する場合には、**所得税青色申告決算書（2枚）**の控え [\(P 5～6\)](#)
- ③ 申請の対象とする月の月間事業収入がわかるもの（**売上台帳、帳面**など2020年の確定申告の基礎となる書類が原則） [\(P 7\)](#)
- ④ 申請者本人名義の振込先口座の**通帳**の写し [\(P 8\)](#)
- ⑤ **本人確認書類**（運転免許証、個人番号カード等） [\(P 9\)](#)

※2019年分の確定申告書類を提出できない場合は、市町村民税・特別区民税・都道府県税の申告書類、または2018年分の確定申告書類などに代えることができます。

2. 法人の場合

法人番号、法人名、住所、業種、設立年月日、資本金、代表電話番号等の基本情報に加え、次の書類が必要です。

- ① 申請の対象とする月の属する事業年度の直前の事業年度の**確定申告書別表一**の控え [\(P 6\)](#)
- ② **法人事業概況説明書**の控え [\(P 6\)](#)
- ③ 申請の対象とする月の月間事業収入がわかるもの（**売上台帳、帳面**など2020年の確定申告の基礎となる書類が原則） [\(P 7\)](#)
- ④ 法人名義の振込先口座の**通帳**の写し [\(P 8\)](#)

申請期間

給付金の申請期間は、**令和2年5月1日から令和3年1月15日まで**です。

※ 電子申請の送信完了の締め切りは、令和3年1月15日の24時までです。

申請方法

Web上での申請を基本とし、必要に応じ、感染症対策を講じた上で

完全予約制の申請支援（必要情報の入力等）を行う窓口を順次設置します。

持続化給付金の申請用HPはこちら→ <https://jizokuka-kyufu.jp>



給付額の計算方法①

ポイント

- ① 個人農業者（白色申告、青色申告） や、個人の林業者、漁業者、農林水産関連事業者（白色申告） は、Iの方法により給付額を計算します。
- ② 月当たりの事業収入の変動が大きい法人経営体や、個人の林業者、漁業者、農林水産関連事業者（青色申告） は、原則の計算方法に代えて、季節性収入特例（次ページ参照） を選択可能。

I：個人農業者（白色申告、青色申告） 個人の林業者、漁業者、農林水産関連事業者（白色申告）

これらの者は、前年の月ごとの事業収入が税務書類で確認できないため、**前年の月平均の事業収入を、次の計算方法で算出し、**これに基づき給付要件に該当するかを判断します。

前年の月平均の事業収入 = 前年の年間事業収入 ÷ 12か月

【具体例】

前年の年間事業収入：480万円 → 前年の月平均の事業収入 40万円/月

〈2019年の事業収入（平均）〉		〈2020年の事業収入〉
1月 40万円	→	40万円（±0 %：対象外）
2月 40万円	→	35万円（▲12.5%：対象外）
3月 40万円	→	25万円（▲37.5%：対象外）
4月 40万円	→	20万円（▲50%：申請可）
5月 40万円	→	30万円（▲25%：対象外）

給付額の計算（4月：20万円（▲50%）が対象）

480万円 - （20万円×12か月） = **240万円**

240万円 > 100万円（上限額）

給付額 100万円

※ 対象とする月は、2020年1月～12月のうち、前年の平均月収比で事業収入が50%以上減少した月から、ひと月を申請者が任意で選択。

給付額の計算方法②（季節性収入特例）

Ⅱ：法人（全業種）

個人の林業者、漁業者、農林水産関連事業者（青色申告※）

※確定申告書に添付している青色申告決算書（一般用）を提出する場合

これらの者は、前年の月ごとの事業収入が税務書類で確認できます。

原則の給付額の計算方法(P1参照)のほか、月当たりの収入変動が大きい事業者は、

①と②の両方を満たす場合、算定方法の特例を選択できます。

- ① 本年の連続する3か月（対象期間）の事業収入の合計が前年同期間の3か月（基準期間）の収入の合計から50%以上減少していること
- ② 基準期間の事業収入の合計が前年の年間事業収入の50%以上を占めること

【給付額の計算方法の特例】

基準期間の事業収入の合計 - 対象期間の事業収入の合計

【具体例】

	〈2019年の事業収入〉		〈2020年の事業収入〉
1月	100万円	→	50万円（▲50%）
2月	150万円	→	80万円
3月	180万円	→	80万円
4月	100万円	→	90万円
5月	0万円	→	0万円
年売上	530万円		

〔3か月の事業収入の合計〕
2019年：430万円
2020年：210万円
（▲51%）

原則の計算方法(P1)の場合（1月：50万円（▲50%）が対象）

$$530万円 - (50万円 \times 12ヶ月) = \blacktriangle 70万円 < 0円$$

→ **給付額がゼロ**

特例の算定方法の場合（1月～3月を対象期間に選択）

$$(100万円 + 150万円 + 180万円) - (50万円 + 80万円 + 80万円) = 220万円$$

→ **給付額：法人の場合は200万円、個人の場合は100万円**

※確定申告書に添付している青色申告決算書（一般用）を提出しない場合は、Ⅰの給付額の計算方法(P3参照)による給付額となります。

通帳の写し

申請者名義の口座の通帳の写し。

銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようにスキャン又は撮影して下さい。

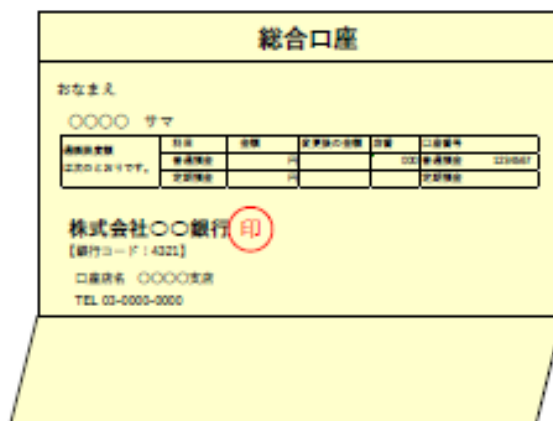
上記が確認できるように、必要であれば、通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付してください。

※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出してください。

通帳のオモテ面



通帳を開いた1・2ページ目



電子通帳 画面コピー



！！ご注意ください！！

画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金のお支払いができません！

本人確認書類

本人確認書類は、下記のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。

- (1) 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。）
- (2) 個人番号カード（オモテ面のみ）
- (3) 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- (4) 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）

※いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限ります。

なお、(1) から (4) を保有していない場合は、(5) 又は (6) で代替することができます。

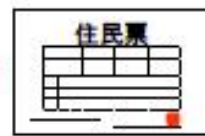
- (5) 住民票の写し及びパスポートの両方 ※パスポートは顔写真の掲載されているページ
- (6) 住民票の写し及び各種健康保険証の両方 ※各種健康保険証は両面



+



+



※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。



前年同月比▲50%月の対象はいつですか？

2020年1月から12月のうち、2019年の同月比で
売上が50%以上減少したひと月について、事業者の方に選択いただきます。



私は、年間の売上が一定期間に集中していますが、申請は可能でしょうか。

申請の対象とする月は、事業の状況に応じて、任意に選択することが可能です。（P3参照）

また、月当たりの事業収入の変動が大きい法人等の場合は、季節性収入特例（P4参照）も選択することが可能です。



申請・給付はいつから始まりますか？

令和2年5月1日から申請受付を開始しています。

電子申請の場合、申請後、通常2週間程度でご登録の口座に入金する予定となっており、給付が決定した方には給付決定通知が送付されます。



申請サポート会場は、どこにありますか？

申請サポート会場（完全予約制）の場所は、持続化給付金事務局のホームページなどで確認できます。予約については、WEBサイトだけでなく、電話（0570-077-866(9:00～18:00)）での予約も可能です。

持続化給付金事務局のホームページはこちら →



相談ダイヤル

持続化給付金事業コールセンター

0120-115-570

【IP電話専用回線】 03-6831-0613

受付時間 8:30 ~ 19:00

※5月・6月は毎日、7～12月は土曜日を除く日曜日から金曜日まで

